

鳥取労働局発表
平成27年6月25日

担当	職業安定部職業安定課 課長	長谷川 和孝
	課長補佐	植田 睦美
	TEL	0857-29-1707

鳥取県ふるさとハローワーク境港で雇用保険業務開始 ～7月21日(火)から火曜・金曜に雇用保険給付業務を実施～

かわの すみとも

鳥取労働局（局長 河野純伴）は、平成27年7月21日（火）から鳥取県ふるさとハローワーク境港において、ハローワーク米子からの巡回による雇用保険給付業務を開始します。

鳥取県ふるさとハローワーク境港は、平成20年4月1日から境港市役所別館に設置され、ハローワーク職員と鳥取県の就業支援員が、主に境港地区の方々を対象に職業相談・職業紹介、求人情報及び労働市場情報の提供等の就職支援の業務を行ってきました。

鳥取県ふるさとハローワーク境港では、これまでの就職支援に加え、新たに雇用保険の給付業務をワンストップで実施することで、地域住人の利便性を図るとともにマッチング機能の強化を図ります。

1 実施時期

平成27年7月21日(火)より

2 実施場所

鳥取県ふるさとハローワーク境港

〒684-0033 境港市上道町300(境港市役所庁舎別館)

3 実施方法

ハローワーク米子職員による巡回による業務

4 業務実施日(巡回日)及び時間

火曜日及び金曜日の週2日(祝日等の閉庁日は除く。)

9時30分から16時15分

5 主な実施業務

- (1) 雇用保険失業給付金等の受給資格決定業務
- (2) 雇用保険失業給付金等の認定給付業務
- (3) 教育訓練給付金等の給付業務
- (4) 就職促進給付金等の給付業務
- (5) その他、雇用保険給付に関する相談業務全般

6 その他

雇用保険の給付業務を先行実施し、将来的に事業主等に対する利便性の向上のため適用業務も実施予定。